

議案第 6 号

狭山市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する等の条例

(狭山市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第 1 条 狭山市特別職報酬等審議会条例（昭和 3 9 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び副市長」を「、副市長及び教育委員会教育長」に改める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会委員	月額 73,500	1 日 1,000	
---------	-----------	--------------	--

(狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和 4 5 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び副市長」を「、副市長及び教育委員会教育長」に改める。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(3) 教育委員会教育長 月額 7 5 万円

第 5 条第 1 項中「又は政治資金規正法」を「、政治資金規正法」に改め、「第 2 8 条」の次に「又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 3 項第 2 号」を、「解職され」の次に「、罷免（職務上の義務違反その他教育長たるに適しない非行により罷免された場合を除く。次項において同じ。）され」を加え、同条第 2 項中「解職され」の次に「、罷免され」を加える。

第 6 条第 2 号中「又は」を「、」に改め、「第 2 8 条」の次に「又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 3 項第 2 号」を加える。

(狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第 4 条 狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「、副市長」の次に「、教育委員会教育長」を加え、「及び副市長」を「、副市長及び教育委員会教育長」に改める。

(狭山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止)

第5条 狭山市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和45年条例第5号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の狭山市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の狭山市特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例第1条、第3条、第5条及び第6条第2号の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例第1条、第3条、第5条及び第6条第2号の規定は、なおその効力を有する。

5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定は、なおその効力を有する。

6 改正法附則第2条第1項の場合においては、第5条の規定による廃止前の狭山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

平成27年2月19日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正等をしたいので、この案を提出するものである。